

船員に関する青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、無料船員職業紹介事業者等その他関係者が適切に対処するための指針(概要)

一 目的

青少年船員及び船員になろうとする青少年に関して、その有する能力を正当に評価するための募集及び採用の方法の改善並びに職業能力の開発及び向上に関する措置等を講ずることにより、雇用機会の確保及び職場への定着を図り、青少年がその有する能力を有効に発揮することができるよう定めるものである。

二 概要

第一 趣旨

第二 事業主等が青少年の募集及び採用に当たって講ずべき措置

- 一 労働関係法令等の遵守
 - (一) 募集に当たって遵守すべき事項
 - (二) 採用内定・雇入契約等締結に当たって遵守すべき事項等
- 二 青少年雇用情報の提供
 - (一) 青少年雇用情報の全ての項目の提供
 - (二) 求めがあった情報提供項目の提供
 - (三) 求めを行ったことを理由とする不利益な取扱い
 - (四) 情報の整備及び速やかな情報提供
- 三 意欲・能力に応じた就職機会の提供等
 - (一) 学校等の卒業生の取扱い
 - (二) 学校等の新規卒業予定者に係る採用方法
 - (三) 船員経験が少ない青少年等に対する就職機会の提供
 - (四) 選考に当たってのいわゆるフリーター等に対する評価基準
 - (五) インターンシップ・職場体験の機会の提供

第三 事業主が青少年の職場への定着促進のために講ずべき措置

- 一 雇用管理の改善に係る措置
 - (一) 能力・資質、キャリア形成等に係る情報明示
 - (二) 不安定な雇用状態にある青少年の正社員登用等
 - (三) 労働法制に関する基礎知識の付与
- 二 職業能力の開発及び向上に係る措置
 - (一) OJT及びOFF-JTの計画的な実施
 - (二) 職業生活設計等を容易にするための相談機会の確保
 - (三) 自己啓発支援

第四 無料船員職業紹介事業者等が青少年の雇用機会の確保及び職場への定着促進のために講ずべき措置

- 一 青少年の主体的な職業選択・キャリア形成の促進
- 二 中途退学者及び未就職卒業者への対応
- 三 募集情報提供事業者による就職支援サイトの運営
- 四 青少年雇用情報の提供
 - (一) 全ての青少年雇用情報の提供に向けた求人者への働きかけ
 - (二) 就職支援サイトへの全ての青少年雇用情報の掲載に向けた取り組み
- 五 労働関係法令違反の求人者への対応
- 六 職業能力の開発及び向上に係る措置
- 七 青少年の希望及び状況に応じた関係機関の紹介
- 八 その他の各関係者が講ずべき措置

